

令和 2 年 2 月 28 日
契約局

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け建設工事及び業務の 一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、国の取組みと同様に既に契約している建設工事及び業務に係る取扱いを下記のとおりとする。

記

1 建設工事及び業務の一時中止措置等について

受注者の感染拡大の防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して建設工事及び業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認し、受注者からの申し出がある場合は、建設工事及び業務の一時中止措置等を行う。

なお、この場合においては、必要に応じて請負代金、業務委託料等の変更や工期、履行期間の延長を行うなどの対応を行う。

実施期間：令和 2 年 2 月 28 日から令和 2 年 3 月 15 日まで

【国土交通省の対応】

実施期間：令和 2 年 2 月 27 日から令和 2 年 3 月 15 日まで

【大阪市、兵庫県、京都府の対応】

実施期間：府と同じ。(令和 2 年 2 月 28 日から令和 2 年 3 月 15 日まで)

実施内容：国土交通省と同じ。

2 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

府は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、受注者と協議し、建設工事及び業務の一時中止等を行う。

※ 国土交通省と同様の取扱い。